

従つてあり、然るに工場主伊藤友祐氏は石川谷名に破産せしめ、
工場主は一文の欠損もなき事、常には言明して居るに、此の
が横暴ト云ふ前例を破り、株の十割の分の解雇手當に依り、
追放せんとしてあり、我組合全力を挙げて、会社に反省を促す
べく、議ムル、あり、

伊藤友祐氏
尾藤貞市
尾藤貞一
尾藤貞二
尾藤貞三
尾藤貞四
尾藤貞五
尾藤貞六
尾藤貞七
尾藤貞八
尾藤貞九
尾藤貞十

日本労働組合同盟東京録三組
東京トキン板根会事務所 幸一 義国本部

別記二

決議

一、今回東京トキン板製造所ニ於テ突然臨時休業ニ次テ全員解
雇ヲ宣シタルハ紳士の契約ヲ蹂躙シ労働組合ヲ無視シタル
ト明確ニシテ伊藤工場長が自己ノ利害ノ外何物ヲモ顧ミ
ザル非人道的ノ暴挙ニ出テアル物デアリ、其後同志諸君が
切ナル要求 穏健ナル交渉ニ対シ一考ヲマセサルノミカ言ヲ左右
ニシカエシテ問題ヲ紛叫セシメントシテ居ル之、社会人道ヨリシ
テモ人命保護ノ立場ヨリシテモ断シテ許スベカラザル及逆ノ行
爲ヲアル斯カル横暴極マルノ不徳、漢伊藤ニ対シ徹底的
ニ反省ヲ促サハルヘカラス

此處ニ於テ我鎌倉聯盟緊急委員会ハ爭議中勝手
物質的支援トシテ金一対並ニ白米六俵トヲ三十一日日曜日ヲ